

# 東京医科歯科大学の学部における特別聴講学生の 取扱いに関する細則

〔平成16年 4月 1日  
制 定〕

(趣旨)

第1条 この細則は、東京医科歯科大学学則（平成16年規程第3号。以下「学則」という。）第57条第2項の規定に基づき、東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の学部における特別聴講学生について定める。

(入学資格)

第2条 特別聴講学生として入学できる者は、本学と大学間相互単位互換協定を締結している大学の学生で、当該大学長から依頼のあったものとする。

(履修科目)

第3条 特別聴講学生として履修することができる授業科目は、本学が開講する授業科目のうち、協定大学との協議により指定されたものとする。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類を別に定める期間内に、当該大学を経て本学に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生入学願
- (2) その他本学が必要とする書類

(入学許可)

第5条 特別聴講学生の入学は、履修科目担当部局の教授会の議を経て、学長が許可する。

(履修期間及び受入れ時期)

第6条 特別聴講学生の履修期間は、履修を許可された授業科目の当該年度の開講期間とする。ただし、四大学連合憲章に基づく協定による複合領域コースを履修する特別聴講学生の履修期間は、当該コースに所属する期間とする。

2 特別聴講学生の受入れ時期は、学期の始めとする。

(履修手続)

第7条 特別聴講学生は、本学が定める期間内に履修科目の申請をしなければならない。

(学業成績証明書)

第8条 特別聴講学生には、学業成績証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第9条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

2 特別聴講学生に係る授業料の額は、東京医科歯科大学における授業料、入学料及び検

定料等に関する規則（平成16年規則第66号）の定めるところによる。

（学則の準用）

第10条 この細則に定めるもののほか特別聴講学生については、学則の規定を準用する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。